

【仙台市中学校体育連盟複数校合同チーム参加規程】

1 趣旨

本規程は、少子化に伴う部員数減少に伴い、単独校で部員不足のためチーム編成が出来ず、結果的に部活動の休・廃部を余儀なくされたり、大会出場機会がなくなる選手が出てきたりすることが予想されることから、その生徒たちに大会参加の場を保障するための救済措置である。

したがって、各校で選手確保の努力が前提であり、安易な合同チーム編成や、勝利至上・強化を目的とした合同チーム編成を認めるものではなく、中体連として合同チームは推奨しない。

2 合同チーム編成条件

- (1) 合同チームの各校は、仙台市中学校体育連盟に加盟していること。
- (2) 合同するチームは、各校で部活動として教育計画に位置付けられ日常的に活動していること。
- (3) 合同チームは、それぞれの学校長が認めた3校を上限とし、同一地区内※での編成を原則とすること。
- (4) 同一地区に合同できる学校がなく、隣接行政区にある場合は専門部及び中体連事務局の承認を受けること。

※「同一地区」とは、「県中体連の規定により出場枠を与えられている地区」のことを指す。基本的には、「行政区」を指すが、若林区と宮城野区が合同で地区大会を実施している場合、この二つを合わせて「同一地区」とし、全市で大会を実施している場合は、仙台市全体を「同一地区」とする。

3 合同チーム承認種目

- (1) 合同チームは、個人種目のない以下の6種目とする。
バスケットボール(5) サッカー(11) ハンドボール(7)
バレーボール(6) 軟式野球(9) ソフトボール(9)

4 合同チーム編成基準

- (1) 部員数が上記試合人数に満たない学校で、単独チーム編成が困難な3校までの編成による1チームの合同チーム。
- (2) 単独校でのチーム編成可能な学校が、上記試合人数に満たない学校を吸収して編成する1チームの合同チーム。試合人数に満たないチーム同士での合同チーム編成が困難な場合に限り、認められる。
- (3) 上記試合人数に満たない学校が、部員数に余裕がある学校より部員を借りて編成する合同チームは認めない。

5 承認手続

- (1) 合同チーム代表校は、抽選会1週間前までに当該専門部会長へ関係書類（別紙複数校合同チーム大会参加承認願）にて申請する。
- (2) 当該専門部会長は申請内容について確認後、中体連事務局に承認願（原本）を送付する。
- (3) 中体連事務局は内容確認後、「承認書」の原本を代表校に、写しを専門部会長に送付する。
- (4) 隣接行政区との合同チーム編成の場合は、どちらの行政区から出場するかは中体連が詳細を検討し決定する。

6 チーム名 合同チーム名は、校名連記とする。（代表校を前にする）

7 参加申込 参加申込の手続きは、当該校の校長が承認の上、代表校長が行う。

8 引率・監督 引率・監督は、出場校の校長・教員（非常勤を除く）・部活動指導員とし、両校の監督が引率することを原則とする。ただし、部活動指導員は代表引率・監督になることはできない。

9 表彰 表彰は、申請合同チーム名で行う。ただし、両校に賞状を授与する。

10 その他

- (1) 合同チーム参加に関わる細則は、各専門部・中体連事務局で必要に応じて定める。
- (2) 合同チーム参加に関わり、必要に応じて仙台市教育委員会の助言を受ける。
- (3) 同一地区内に複数の「試合人数に満たない学校」がある場合、「試合人数に満たない学校」同士で合同チームを組むことを優先する。
- (4) 3校での編成に関しては、原則的には「3校とも試合人数が満たない場合」、または「2校だけの編成では試合人数に満たない場合」に限り認める。
- (5) 合同チームを編成する学校の選定に当たっては、専門部会立ち会いのもと承認手続き前までに相談・調整をする。
- (6) 合同チームは、大会ごとに申請するものとする。新人大会や春季大会での合同チーム編成が中総体まで自動的に引き継がれるものではない。

付記 本規程は、平成15年4月1日より施行する。 一部改訂 平成24年 4月 1日
一部改訂 平成31年 4月25日
一部改訂 令和 2年11月17日